

様式第40号の3（第106条の4 関係）

随 意 契 約 内 容 一 覧 表

物品又は役務の名称	6 県北振建管第1056号 臼ノ浦港古田公園清掃及び緑地管理業務委託
履 行 場 所	佐世保市小佐々町楠泊312－1、312－2

契 約 相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名

佐世保市谷郷町7番19号
公益社団法人 佐世保市シルバー人材センター 理事長 吉木 信一郎

契 約 年 月 日	令和7年3月31日
契 約 額	580,371円
契 約 期 間	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

契 約 内 容

公園内各施設の清掃、緑地の管理作業、施設異常の委託者への通報

契 約 相 手 方 の 選 定 理 由

公益社団法人佐世保市シルバー人材センター（以下、「当該団体」という。）は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定された臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的に地域毎に設置されている団体である。

これまで、長期にわたり当該団体に当業務を委任しているが、問題なく業務を遂行しており、当業務の履行において信用できる契約先であり、また、施設・財産の維持管理という当業務の性質上、契約の仕方は委任契約が妥当である。

当該施設は、地域社会に密着した施設であることから、同町に事務所を有し、また業務に精通している当該団体と契約することで柔軟かつ早急な対応が可能となる。

以上のことから「公益社団法人佐世保市シルバー人材センター」と一者随意契約を行うものである。